

つくば市入札監視委員会
平成25年度第1回会議 審議概要

開催日時 及び場所	平成25年7月31日(水) 15:00～	
	つくば市役所 庁舎2階 会議室201	
出席委員	<small>委員長</small> 平沢 照雄 (大学教授) 川端 京子 (税理士) 佐藤 裕光 (司法書士) 井上 純三 (国立研究所研究官) 村上 正子 (大学准教授) 谷貝 一雄 (元地方公務員) (敬称略)	
審議対象期間	平成24年10月1日 ~ 平成25年3月31日	
審議案件総数	7件	
建設工事	4件	(一般競争:3件, 随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	1件	(指名競争:1件)
業務・物品等調達	2件	(一般競争:1件, 指名競争:1件)
委員からの 質問・意見, それに対する 回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 建議の内容	特になし。	
その他	次回会議(平成26年1,2月予定)の審議事案抽出当番委員は, 谷貝委員とする。	

事案1:23国補(仮称)中部豊里学校給食センター建築工事

〈条件付き一般競争入札〉電子入札

開札日	平成24年10月29日
主管課	都市建設部 営繕・住宅課
種別	建築一式工事
入札者数	4者(参加申請:4者)
予定価格	1,631,000,000円(税抜き)
落札額	1,497,000,000円(税抜き)
落札率	91.78%

質問・意見	回答・説明
契約規模の大きい工事だが、建築設計会社はどこか。	設計と工事監理を合わせて発注している。 今回は、浦野・青山特定設計監理共同企業体というJV(joint venture)に委託している。浦野設計が東京都文京区、青山設計が地元つくばの業者である。
入札参加資格要件の「年間平均完成工事高があること」とは、金額はいくらでもよいということか。	そのとおりである。
入札公告文中、入札参加資格の地域要件では「地域指定無し」とあるのに、「事業所の確認」では、落札候補者の市内事業所の実態調査を行い、その結果によっては入札参加資格(地域要件)がないと認め、入札を無効とする旨記載されているのはどういうことか。	入札案件数も多いため、事務処理の都合上すべての公告に同じように記載しているが、建設工事の場合は、「市内に営業所があること」という地域要件を付した場合にのみ、市内営業所等の調査を行っている。
今回の案件に関しては、事業所の調査は必要ないということか。それとも、つくば市内に事業所がある業者が入札した場合は調査を行うということか。	今回は、市内に営業所等があることを条件としていないため調査の必要はない。 今後は、公告文の記載の仕方を検討したいと思う。
つくば市内の事業所登録の仕方や、事業所の実態調査の内容について教えていただきたい。	法人市民税を納税していて、かつ商業登記がしてあれば、名簿上に登録することは可能である。 ただし、法人市民税が課税されていたとしても、契約するに当たっては、事業所としての要件を定めており、約10項目の判断基準がある。例えば、看板を設置していなければならない、とか、什器・備品等が備わっていなければならない、などの判断基準に基づき、落札候補者の事務所を訪問して確認している。例を挙げると、マンションの一室に4つの看板が掲げられている共同事業所なども存在する。事業所といっても、事務所の実態が備わっていない状況では、契約の相手としてはふさわしくないため、この実態調査を行っている。

<p>執行伺の施行理由に「現給食センターは老朽化が進んでおり」とあるが、以前からこの地に給食センターがあり、それが古くなったから建て替えるということか。</p>	<p>現在、市内には旧町村ごとに1か所ずつ、合計6か所の給食センターがあるが、平成22年に給食センター基本計画を定めて、最終的に4つの給食センターに再編する予定となっている。</p> <p>その第一弾として、(仮称)中部豊里学校給食センターが旧豊里庁舎の駐車場敷地内に建設中である。来年4月に稼働予定だが、それと同時に、谷田部及び豊里の給食センターを稼働停止にする予定である。</p> <p>その後、谷田部給食センターを建て替え、それが稼働すると同時に、桜及び大穂の給食センターを稼働停止にし、最終的には筑波、荃崎、新谷田部、中部豊里の4か所で市内全域の学校給食をまかなう予定である。</p>
<p>同じく施行理由のところに「児童及び生徒の増加に伴う供給不足」とあるが、つくば市は子どもの数が増えているのか。</p>	<p>特にTX沿線を中心として、毎年徐々に児童・生徒数は増えている。</p>
<p>給食センターの再編計画は、給食の供給量増加を考慮したものか。</p>	<p>給食の供給不足を見越した上で、中部豊里は、約8,500食の供給能力がある施設として工事を施工している。</p> <p>現在のところは、計画よりは児童・生徒数の増加は緩やかだが、将来的にはつくば市全体で約25,000食の給食の供給が必要になるとと思われる。</p>
<p>入札参加資格のところに「総合評点は1200点以上」とあるが、工事の規模によって点数を設定しているのか。</p>	<p>この案件については、かなり規模が大きな工事であるため、品質確保の点から、これに見合うだけの技術力を持って総合的に工事ができる業者ということで1200点以上とした。</p> <p>県の格付けがSランク対象の工事は、土木では1160点以上、建築では1070点以上という基準で発注していることや、市庁舎を建築した時にも1200点以上とした経緯があるため、今回も同じ基準とした。</p>
<p>工事規模に準じて、大体の目安を設定しているということか。</p>	<p>そのとおりである。1億円未満の工事の場合でも、予定価格に応じて、経審に主観点を加えた格付基準点が278点から600点未満、600点から700点未満、700点以上などに区分して発注している。</p>
<p>入札参加資格を満たすと想定した業者数が55者というのは、経審の点数1200点以上を含めて、すべての条件をクリアしているのが55者ということか。</p>	<p>その時点で確認可能な条件を満たす者の数である。</p>
<p>(評価) 指摘事項の改善に努めるよう求めて、この事案は適正に行われたものとする。</p>	

事案2:24国補特環第33号入会地区幹線管布設工事

〈条件付き一般競争入札〉電子入札

開札日	平成24年11月26日
主管課	上下水道部 下水道整備課
種別	土木一式工事
入札者数	12者 (参加申請:18者)
予定価格	38,360,000円(税抜き)
落札額	29,150,000円(税抜き)
落札率	75.99%

質問・意見	回答・説明
審議事案説明書の入札参加資格設定の経緯及び理由のところに「競争性を高めるためつくば市内に本店がある業者を対象に参加資格を設定した」とあるが、どのような点が競争性を高めるといことになるのか。	予定価格が5,000万円未満の工事については、原則として市内本店であることを入札参加資格要件としているため、この案件についてもそのように設定した。
競争を高めるためというよりは、むしろ契約規模で地元業者を優先しているということか。	そのとおりである。
入会地区というのはどのような場所か。	旧宅造法でできた団地である。地区としては作谷だが、下水道の認可の地名で通称入会地区と呼んでいるところである。
市内には、下水道が未整備の地区はたくさん残っているのか。	全体計画の約80%は完了しているが、周辺地区には約20%未整備のところが残っている。
落札価格は、失格基準価格以上調査基準価格未満なので、失格ではないけれど低入札価格調査を行ったということか。	そのとおりである。低入札価格調査制度では、ダンプ等防止のため、調査基準価格に予定価格に応じて区分された割合を乗じて設定する失格基準価格を下回る価格で入札した者は、失格としている。 また、予定価格が1,500万円未満の工事については、最低制限価格制度を導入し、最低制限価格を下回る価格で入札した者は、失格としている。
低入札価格調査票の「入札価格積算内訳の適否について」のところ、直接工事費は設計金額の約99%であるのに対し、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費は設計金額の約52%とある。後者の方を節約できたのはなぜか。	低入札調査基準価格は、直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費から算出している。直接工事費は、工事の材料代や人件費など原価的なものであるため、ある程度確保しているのだと思う。一方、地元業者なので、他の現場で使ったものを流用することで仮設費を節約したり、現場管理費・一般管理費を低く抑えることで低価格で入札できたのではないかと推測される。

<p>共通仮設費とはどのようなものか。</p>	<p>現場の安全を確保するためのバリケードや、夜間のライトなど、現場で仕事をするために必要な資材の費用である。</p>
<p>低入札価格調査結果(総評)に、共通仮設費が約210万円の増額とあるが、それにもかかわらず、現場管理費及び一般管理費を含めると、諸経費は、設計金額の約52%に抑えられている。共通仮設費が増えた理由としてはどのようなことが考えられるのか。</p>	<p>安全管理のための金額が、設計金額よりも業者が見積りをした金額の方が大きかったことが挙げられるが、業者としては、工事をより安全に施工したいということで積算したのだと思う。</p>
<p>低入札価格調査票に「下請け業者が提出した見積りを基に精査し」とあるが、この工事ではどのようなものを下請けに出しているのか。</p>	<p>一番金額が大きいのは推進工事である。</p>
<p>280mのほとんどが推進工事なのか。 そうであれば、大部分が下請けのような感じがするが。</p>	<p>舗装や立て坑の工事は元請け業者が直接行っている。 また、工事全体の工程管理などは、当然のことであるが元請けが行っている。</p>
<p>変更契約しているが、その理由は、N値が想定よりも高く、工法を変えざるを得なかったということである。当初、N値 = 20まで施工可能としているが、土質調査はどのように行っているのか。</p>	<p>土質調査は、基本的には立て坑方式で約50mに一か所の調査をしている。 今回は、推進工事をしていたところ、約30～40m進んだところで、圧力2工程工法では施工不可能となってしまったため、泥土圧工法に変更した。</p>
<p>工法変更によって、4,830,000円の増額となった。当初の工法で予定価格を積算し、告示し、その結果当該業者が落札しているのだが、途中で市が工法を変更したから、市の責任で増額するというのか。</p>	<p>ボーリング調査をまめに行えばよいのだが、50m、100mに一か所の調査だと、調査には現れない部分があるため、当初設計した工法では施工が難しい箇所が発生することがある。その場合、それに対応できる機種に変更して、工事できる工法で施工することになる。</p>
<p>4,830,000円という金額はどのように算定したのか。</p>	<p>下水道の推進工法協会の歩掛けを基に積算している。</p>
<p>市が積算して、その金額で業者に工事してもらうということか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>低入札価格調査票の「関係機関への照会による状況の調査」については、必要に応じて実施すると記載してあるが、過去の施工実績や経営状況は、どのような場合に調査するのか。</p>	<p>低入札価格調査は、基本的には調査票に記載してある項目について調査するのだが、例えば、過去に市との契約実績がない業者などは、補足する意味で、保証会社等を通して過去の施工実績や経営状況等をあらかじめ契約前に確認する場合がある。 今回の契約業者については、過去に市の工事を行った実績があるため、改めて確認はしていない。</p>
<p>(評価) この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

事案3:24市単放線第1号放射能測定室建築工事

(条件付き一般競争入札) 電子入札

開札日	平成24年12月19日
主管課	環境生活部 環境保全課 放射線対策室
種別	建築工事
入札者数	2者 (参加申請:2者)
予定価格	8,510,000円(税抜き)
落札額	7,770,000円(税抜き)
落札率	91.30%

質問・意見	回答・説明
審議事案説明書に「市内に同様の工事实績がある業者を前提として、入札参加資格を設定した」と記載してあるが、同様の工事实績とはどのようなものか。	ゲルマニウム測定器は、非常に精密かつ重量が1t以上ある特殊な機器である。それゆえ、機器を建物内に設置した後で、その重量で床や壁面がゆがんでも困るため、つくば市の気候・風土を熟知した上で、市内で今回と同じような部材を使った木造建物の建築実績がある業者が望ましいということである。
放射能測定室は、つくば市内に他にもあるのか。	単独で建築しているところはない。 ゲルマニウム測定器自体も、茨城県を除いた県内市町村では、坂東市に次いで2番目である。
県内市町村では2番目、つくば市内にも類似の施設がないということである。 この工事において求められる技術的な要素はどのような点か。	放射能測定機器については、特殊な建物の中に設置しなければならないものではない。 一番気を付けなければならないのが、荷重が重いので建物の基礎工事をしっかり施工しなければならないということと、湿度を嫌い、結露を起こした時点で機器が故障してしまうということである。つまり、木造かつ耐荷重の建物を建築できる業者ならば施工可能であると言える。
格付基準点が1点以上600点未満とは、その範囲内であれば何点でもよいということか。	そのとおりである。
審議事案説明書の入札参加資格のところに「格付基準点」と記載してあるが、前の事案では「総合評点」と記載してある。「格付基準点」と「総合評点」とは別のものか。	現在は、「格付基準点」が正しい。県または国交省で経営事項審査を行い、総合評定値Pを算出しているが、市が行う工事成績評定の平均点に基づく加点がある業者については、その加点値を総合評定値に加えて判断するという意味で「格付基準点」を使用している。 2年ほど前までの一般競争入札においては、経審の総合評定値だけで判断していたので、当時は「総合評定値」という言葉を使用していたが、現在は総合評定値に工事成績に基づく主観点を加えた「格付基準点」で判断している。例えば、総合評定値が695点でも、加点が7点ある業者ならば、700点以上の工事の入札に参加できることになる。

<p>例えば、材木については、おそらく湿気に強いなどの配慮をして選んだりするのだと思うが、落札業者が本当にそういった点に注意して施工しているかどうかは、どのように確認しているのか。</p>	<p>ゲルマニウム半導体検出器の弱点を設計会社とよく話し合い、設計内訳書の中で湿度や荷重に耐えられるものを使用するよう指定している。 それから、設計監理の委託業者が施工過程で確認している。</p>
<p>ゲルマニウム半導体検出器は、福島原発事故を受けて導入したものか。</p>	<p>そのとおりである。 食品に含まれる放射能を測定する機器で、食品100ベクレル/kgという厚生労働省の基準以下であるかどうかを検査するためのものである。 飲料水については、10ベクレル/kgまで測れる機器でなければならないのだが、今まで導入していた機器では25ベクレル/kgくらいまでしか測れなかったため、このゲルマニウム半導体検出器を導入したものである。</p>
<p>入札参加資格を満たすと想定した業者数の13者とは、工事実績などを加味して絞ったのか。</p>	<p>この入札参加資格要件で抽出した業者数が13者ということである。市内の建築業者で600点未満という、数が少ない。</p>
<p>(評価) この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

事案4:24谷田部窓口センター改修工事

(随意契約)

見積期日	平成25年3月7日
主管課	市民部 市民課
種 別	建築一式工事
見積者数	2者
予定価格	8,960,000円(税抜き)
見積金額	8,470,000円(税抜き)
比率	94.53%

質 問 ・ 意 見	回 答 ・ 説 明
それ程特殊な工事ではないのに、なぜ随意契約したのか。	<p>一度一般競争入札に諮ったが、参加申請業者が1者しかおらず、入札中止になった経緯がある。その場合、参加資格要件等の見直しを行い、再度入札に諮ることが望ましいとは思いますが、谷田部窓口センターの移転時期が迫っていたため随意契約したものである。</p> <p>当該窓口センターは、東日本大震災での被災後、住民サービスの低下を防ぐために、一時的に交流センターへ仮移転して業務を継続していた。被災から2年が経過し、市民ホールの一部は、復旧工事が完了して会議室の使用などの行政サービスが開始していたため、歩調を合わせた移転が必要であることと、5月の連休中に移転を完了し、継続した窓口業務サービスを提供することを重視した。</p>
一般競争入札では、参加申請業者が1者のみの場合は、入札不成立とするのか。	<p>国の運用では、一般競争入札においては、1者でも参加者がいれば入札成立としているが、指名競争入札においては、発注者側が業者を指名しているのだから、1者のみでは競争性がないため入札中止にしている。</p> <p>つくば市でも、一般競争入札を導入した時点では、参加者が1者でもよいとしていたが、そもそも参加者が少ないのは参加条件が厳しいのではないかという意見もあったため、複数の参加者をもって入札成立とする運用に変更した。</p> <p>しかし、昨年、工事において全面的に一般競争入札を導入してからは、1者または参加者なしのため60件近くが入札不成立になっている。</p> <p>そのため、現在は、工事については1者でも入札は成立するという運用をしている。</p> <p>この事案の時点では、参加者が1者のみの場合は入札不成立としていたということである。</p>
随意契約で選定した業者の中に、一般競争入札で参加申請した業者は入っているのか。	入っているが、随意契約した業者とは別の業者である。

<p>入札不成立となった時の入札価格よりも、随意契約した価格の方が低くなったのか。</p>	<p>今回の場合、札入れする前に入札中止の旨を参加申請業者に連絡しているため、入札行為には至っていない。よって、いくらで入札しようとしていたかはわからない。</p>
<p>なぜこの2者を随意契約の選定業者としたのか。</p>	<p>一般競争入札に参加申請した業者と、参加申請はしなかったものの入札公告の時に問い合わせがあった業者の2者である。</p>
<p>随意契約調書に「現場付近に会社があり」と記載してあるが、選定業者はどちらも現場付近である旧谷田部地区の業者ではないため、その記載は適切ではないと思うが。</p>	<p>厳密に基準を定めたわけではないが、主に旧谷田部・桜・豊里地区に事業所のある業者を想定していた。</p>
<p>(評価) この事案に関する契約手続きは、適正に行われたものとする。</p>	

事案5:24つくばエクスプレス沿線開発地区内定住促進方策検討調査業務委託

(指名競争入札)

入札日	平成25年1月8日
主管課	都市建設部 TX・まちづくり推進課
種別	調査業務の委託
入札者数	4者(指名業者:4者)
予定価格	2,560,000円(税抜き)
落札額	2,330,000円(税抜き)
落札率	91.02%

質問・意見	回答・説明
つくばエクスプレス沿線開発地区内定住促進方策検討調査とはどのような調査か概要を教えてください。	開発事業者は県やURだが、TX・まちづくり推進課では、TX沿線の葛城・萱丸・島名・中根金田台・上河原崎の5地区の区画整理地内について、市の業務を担当している。区画整理地内に定住促進させるために課としていくつかの促進事業を行ってきたが、それらをこの機会に検証するためにアンケート調査を実施し、その集計・分析・今後の方向性の検討を行うのがメインの業務である。
アンケート調査の内容については、委託先の業者がすべて決めるのか。それとも、市側が調査内容について具体的な提案をして、それに基づいた調査を行うのか。	アンケートについては、仕様書の中で明確に調査内容を指示している。
用紙を配布・回収して、集計・分析するのが業務内容か。	業務内容の一つはそれだが、もう一つある。沿線開発地区内の一般地権者が持っている土地の利活用を図るために、地権者と県などとのマッチングの仕組みについても検討するというのが業務内容の2つ目である。
審議事案説明書の指名業者選定の経緯及び理由のところ、「予定金額区分c」とあるが、工事とは別に、コンサル業務についても予定価格に応じていくつかの区分があるのか。	予定価格に応じて、工事はa～dの4段階、それ以外についてはa～cの3段階の指名基準がある。1,000万円未満はcに当たるので、この案件では4者以上指名する規定になっている。
たくさんのコンサルタント業者の中からこういった経緯でこの4者を選んだのか。	他市も含めて、都市計画のコンサルタント業務の受注実績があることを踏まえて指名した。具体的には、茨城県発注のTX沿線開発地区内の地権者支援や地権者向けの広報誌作成を行っている業者、つくば市がTX沿線の都市計画関係業務を委託した実績のある業者、石岡市、土浦市及び墨田区でまちづくり関連業務の受注実績がある業者、つくば市内中心地区の都市計画関係業務の受注実績がある業者の4者である。

<p>落札業者である(株)URリンケージとはどのような会社か。</p>	<p>先ほど最後に挙げた業者だが、竹園・吾妻など市内中心地区のまちづくり方策検討業務を請け負った業者である。その他、中根・金田台という沿線開発地区の市街化促進業務の受注実績もある。本社は東京だが市内に営業所のある業者である。</p>
<p>なぜ指名競争入札で行ったのか。</p>	<p>全面的に一般競争入札を導入する前であり、予定金額が1,500万円を超えていないため、入札参加者選定等取扱要綱に沿って指名競争入札で行った。</p>
<p>現在は、一般競争入札で行うということか。</p>	<p>今年の1月以降の入札審査委員会に諮る案件については、随意契約以外はすべて一般競争入札で行っている。 つまり、この案件についても、これから入札を行うとすれば一般競争入札を行うことになる。</p>
<p>直接経費の明細書に、報告書・概要版印刷製本費とあるが、調査結果については、報告書と概要版でアクセスすることができるということか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>(評価) この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

事案6：つくばメモリアルホール火葬炉関連設備保守点検業務及び火葬業務並びに残灰処理業務委託

〈条件付き一般競争入札〉 郵便入札

開札日	平成25年2月28日
主管課	市民部 つくばメモリアルホール
種別	業務委託
入札者数	2者 (参加申請: 2者)
予定価格	51,300,000円(税抜き)
落札額	49,800,000円(税抜き)
落札率	97.08%

質問・意見	回答・説明
ISOの取得を入札参加資格要件として設定したのはなぜか。	信頼できる業者であること、また、火葬業務においては、接遇やサービス向上の面で、ISO9000シリーズが必要であると考え、設定した。
ISOについては、ブランド化しているような気もするが、次年度以降も入札参加資格要件に入れる予定なのか。	現在のところは、そうする予定である。
入札参加資格も特定されていて、かなり特殊な業務のようだ。一般競争入札が原則だとは思いますが、入札参加資格を満たすと想定した業者数が3者なら、指名競争入札でもよかったのではないか。	この案件当時は、予定金額が1,500万円を超えるものについては、原則として一般競争入札で行うという規定があり、また、指名競争入札で行うとなると、6者以上指名しなければならない金額でもある。 指名競争入札で行うとしても、役務の登録業者は2,000者近くあり、資格登録時の資料だけでは全部を確認しきれないため、条件に合う業者が他にないとも言いきれない。 条件を定めて一般競争入札を行えば、該当する業者は参加すればよいのだから、無理に指名競争入札にすることはないと考える。 以上の理由から、一般競争入札に諮るべき金額なので、原則どおりに一般競争入札で行った。
これは一年ごとの業務委託か。毎年毎年、一般競争入札を行っていくということか。	そのとおりである。
今回入札に参加申請した2者は、毎年参加申請しているのか。 入札参加資格要件がかなり限定されているので、指名競争入札に近いような状態である。一般競争入札を行っても、毎年参加申請業者が固定したりはしないのか。	確かに、条件がかなり厳しいので、参加申請業者が固定化してしまうのは否めない部分もある。しかし、毎年市が同じ条件で告示をしていれば、当然業者の方もその情報は見られるので、今後参加可能な登録業者が増えていく可能性はあると思う。

入札参加資格要件で「地方公共団体と12か月以上の元請け契約を締結し、2回以上の履行実績があること」という条件を付けているのはなぜか。	この案件は、通常1年契約である。また、1回だけの履行実績だと、それが良好かどうか分からないため、複数回の実績が必要ではないかと考えた。
<p>(評価)</p> <p>この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

事案7:25 - 27年度一般廃棄物収集運搬業務委託(南 - 3地区)

(指名競争入札)

入札日	平成25年2月5日
主管課	環境生活部 廃棄物対策課
種別	役務の提供
入札者数	4者 (指名業者:6者)
予定価格	53,970,000円(税抜き)
落札額	28,790,000円(税抜き)
落札率	53.34%

質問・意見	回答・説明
一般廃棄物収集運搬業務委託の中で、なぜこの案件だけ極端に落札率が低いのか。	道路や下水道などの工事と違い、収集運搬業務の積算根拠がないため、廃棄物専門のコンサルタント会社につくば市の地区別収集積算プログラムの作成を委託し、それを基に積算しているが、経費についてつくば市と同規模の15市の調査を行ったところ、つくば市は他市の平均を下回っている。 今回は、南 - 3地区の前に、南 - 2地区の入札があり、こちらも同じ(有)第一クリーンが落札しているため、隣接地の南 - 3地区についても落札して、収集の効率化を図ったり、徹底したコスト削減を行って入札したと推測される。
南 - 3地区は、前回はどこ業者が落札したのか。	旧谷田部地区にある業者が落札した。
今回指名した業者の中には入っているのか。	入っていない。
落札率が53.34%だが、役務については低入札価格調査制度や最低制限価格制度の適用はないのか。	将来的には、役務であれ、適正な労働条件の確保等のため最低制限価格制度の適用が必要だと認識しているが、現在のところは制度化していない。現在は、低入札価格調査制度は建設工事のみ、最低制限価格制度は建設工事と測量・建設コンサルタントにおいて適用している。
落札率が他地区と比べてかなり低いのが、その理由や、低価格で大丈夫なのかチェックすることはできないということか。	確かにチェックはできないが、4月からこの業務委託をしており、約4か月経つが、収集漏れ等の苦情は特になく、適正に業務を遂行していると思われる。

<p>取り扱とはどういうことか。</p>	<p>同じ業者を何件か指名しているので、今回は、2件落札者になったら、以降の入札には参加できないという意味である。それは、受注機会の均等化による市内業者の育成、倒産等のリスク回避、それから、市内には4,009か所のゴミ集積所があるので、収集漏れ等への迅速な対応を図るためなどの理由からである。</p>
<p>(評価) この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	